

3) 異議を申し立てたが、総務省の第三者委員会において、
次のように広告とエビデンスのミスマッチを指摘されています。

* 本件資料D2は、本件商品の含有成分であるアスタキサンチンに関し、本件資料D9は、本件商品の含有成分であるアントシアニンに関し、それぞれ人に対する効能を検証した試験結果である。

しかしながら、本件資料D2及びD9における試験に使用された上記成分と本件商品の含有成分の量が全く異なるものであること、本件資料D2における試験対象者は平均年齢24.6歳の10名、本件資料D9における試験対象者は平均年齢32.6歳の20名であること等、摂取量、摂取者の年齢構成等の試験条件が本件商品の使用態様と大きく異なるものと認められ、これらの資料をもって、表示の裏付けとなる合理的な資料ということとはできない。